

組織運営規則

第1章 総則

第1条 この規則は、一般社団法人日本技術者教育認定機構（以下「当法人」という。）の定款第42条第1項の規定に基づき設置する会議又は委員会（以下「委員会等」という。）の組織運営及び業務の実施に関し、必要な事項を定め、事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

第2章 会議

第2条 当法人に、次の会議を置く。

- (1) 産業諮問評議会
- (2) 運営会議
- (3) 認定会議

2 評議会または各会議の所掌事項並びに構成などは別途定める規定による。

第3章 委員会

第3条 当法人に次の業務別部門を置き、各部門に委員会を置く。各委員会の所掌事項並びに構成などは別途定める各委員会規定による。

- (1) 認定事業部門：認定事業委員会
- (2) 財務・企画部門：財務・企画委員会
- (3) 広報・啓発部門：広報・啓発委員会
- (4) 国際部門：国際委員会

2 前項の部門委員会とは別に専門職大学院認証評価委員会、専門職大学院異議申立審査会を置く。所掌事項並びに構成などは別途定める産業技術系専門職大学院認証評価に関する規程による。

第4条 委員会に、その所掌事項を分掌させるために、必要な専門委員会、部会またはワーキンググループ等を置く。

2 認定事業委員会にその職務を分掌させるために以下の専門委員会を置く。

- (1) 基準委員会
- (2) 基準総合調整委員会
- (3) 認定・審査調整委員会

- 3 専門職大学院認証評価委員会にその職務を分掌させるために以下の専門委員会を置く。

- (1) 専門職大学院基準専門委員会

第4章 利益相反

(利益相反)

第5条 当法人の認定審査に関係する者は認定審査の客観性と信頼性を担保するため以下のことを遵守し、倫理綱領に従って行動することが求められる。審査員及びオブザーバーについては審査員倫理規定を別に定める。

- 2 利益相反が起こっているか、あるいは起こる可能性がある場合は自ら表明し、利益相反となる状況や行動を避け、委員会等においては利益相反やその可能性のある議論や決定がおこなわれるときは席をはずさねばならない。
- 3 利益相反やその可能性には以下の場合が含まれるが、これらに限定するものではない。
 - (1) 金銭的利害や個人的利害がある場合
 - (2) 決定に影響する何らかの理由がある場合
 - (3) 機構による認定審査中のプログラムや教育機関と現在あるいは過去において緊密な関係がある場合
 - (4) その他、利益相反が起こっているか、あるいは起こる可能性がある場合
- 4 利益相反に該当する緊密な関係については認定・審査調整委員会が別に定める。
- 5 関係者から利益相反の申し出があった場合は、その記録を残し次回以降の参考とする。
- 6 当法人の理事と職員は認定審査のオブザーバーとして参加してもよいが、審査員や審査長になることはできない。
- 7 利益相反と守秘義務に関する方針は認定会議と認定・審査調整委員会の審議開始時に確認する。

第5章 守秘義務

(守秘義務)

第6条 当法人は、認定審査のために教育機関から提供される文書および情報を審査目的のみに使用し、守秘文書および守秘情報として扱うことを基本方針とし、当該教育機関の許可なくして開示は行わない。

(情報開示の制約)

- 2 認定会議、認定・審査調整委員会で審議のために配布される資料及び討議の内容は原則として守秘義務の対象とし、それぞれの委員会等の承認なしに開示してはならない。
- 3 審査員及びオブザーバーの守秘義務については審査員倫理規定を別に定める。
- 4 その他の守秘情報及び対象となる関係者は認定事業委員会の意見を聞いて別に定める。
- 5 認定審査のための審査書類等の使用、保管、廃棄に関する実施細則を別に定める。

第6章 倫理綱領

(倫理綱領)

第7条 当法人は、定款第3条に定める目的と使命を果たすために、当法人の活動に参加する関係者に対して倫理的に行動することを要求する。

- 2 綱領の運用にあたって関係者は倫理的、専門的行動を行うため以下のことを遵守する。
 - (1) 認定基準と公共の利益に準拠して認定審査の決定を行う。
 - (2) 自らの知識・能力を発揮できる領域に従事し、貢献する。専門分野の認定審査に参加する者は専門分野の知識・能力を有していなければならない。
 - (3) 利益相反あるいはその可能性を避け、その事実がある場合は関係者に申し出ること。認定会議委員、認定・審査調整委員会委員は任期中に認定審査対象プログラムの相談・指導を行ってはならない。また、相談・指導を行った教育機関についての審議に加わることはできない。認定審査対象プログラムから直接、間接にも贈与を要求し、又は受け取ってはならない。
 - (4) 認定審査の守秘情報は、法律によって開示が義務付けられ、或いは公共の利益に反する場合を除いて守秘し、個人的利益のために守秘情報を使わない。
 - (5) 報告、陳述、証言は客観的かつ真実に基づいてなされるよう努めねばならない。全体を犠牲にして個人の利益や興味或いは特定の利益集団のための主張、陳述、非難、議論を避ける。また、行う場合は誰のための発言であるか、を表明した上で行うこと。事実の歪曲や隠蔽による陳述はしない。間違いに気づいた場合はそれを認め、誤謬や決定を修復しなければならない。
 - (6) 倫理的かつ法律を遵守して行動し、機構の社会的信用を損ね、組織運営を妨げないよう務めねばならない。
 - (7) 民族、宗教、性別、身体障害、年齢、国籍、婚姻、政党などの違いに対して差別を行ってはならない。
 - (8) 関係者や協力者に対し専門能力の開発を支え、この綱領の遵守を支援するこ

と。

- 3 綱領を犯したこと、或いはその可能性が判明した場合は、公正な査察が実施できるよう協力すること。

第7章 個人情報保護

(個人情報保護)

第8条 安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第8章 機構の評価

(自己評価)

第9条 当法人は、その定款に定める事業および認定機関として必要な事項について自ら点検及び評価をおこない、その結果を公表するものとする。

(外部による評価)

第10条 当法人は、前項の点検及び評価の結果について、第三者による検証を求めるものとする。

第9章 改正及び廃止

第11条 この規則を改正し、または廃止しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

第10章 補則

第12条 この規則に定めのない事項、並びにこの規則の実施に関し必要な事項は理事会の議決を得て会長が別に定める。

附則 この規則は、2005年10月1日から施行する。

平成17年10月1日制定

平成22年2月3日改定

平成22年6月9日改定